

宝塚市国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予について（概要）

1 意義・要件

特別の理由がある被保険者で、利用し得る**資産又は能力の活用**を図ったにもかかわらず**生活困難**であり、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であるものに対し、一部負担金を減額・免除し、又は徴収を猶予します。

※療養期間が3ヵ月以上の長期となる等、生活困難な状況が継続すると考えられる場合は、必要に応じて生活保護法の適用を受けるよう案内する場合があります。

2 減免等の期間

ア 減額・免除の期間

減額・免除は、原則として3ヵ月以内の期間を限って適用します。

※特別な理由があると認められるときは、申請により、6ヵ月以内の範囲内で減額・免除を適用します。

イ 徴収猶予の期間

徴収猶予は、原則として3ヵ月以内の一部負担金について、6ヵ月（暦月）以内の期間を限って適用します。

3 審査の方法

①「**実収月額**」（原則として「**基準月**」を含む前3ヵ月間における平均月収額から算出したもの）が「**算定基準額**」（生活保護基準に準じた内容から算出したもの）以下で、②**預貯金額**が「**算定基準額**」の3ヵ月分未満の場合に、「生活困難」と認定し、減額・免除又は徴収猶予を決定します。

※上記の他、不動産等の保有資産及び世帯員の労働能力の活用について、必要に応じて別途審査します。

免除対象世帯

$$\text{実収月額} \leq \text{算定基準額} \times 115\%$$

減額対象世帯

$$\text{算定基準額} \times 115\% < \text{実収月額} \leq \text{算定基準額} \times 130\%$$

徴収猶予対象世帯

$$\text{算定基準額} \times 130\% < \text{実収月額} \leq \text{算定基準額} \times 140\%$$

4 申請方法

世帯主は、「一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書」（様式1）の交付を受け、必要事項を記載し、「生活状況申告書」（様式2）・「その他申請内容を証明する資料」を添付して申請してください。

5 減免等の決定

減額・免除又は徴収猶予の決定がなされた場合は、「一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書」（様式7）を1ヵ月毎に交付しますので、療養中の医療機関へご提出ください。